

## 平成 29 年度入札契約制度の改正について

平成 28 年 11 月 28 日

### 第 1 建設工事関係

障害者の雇用を促進するため、岡山市競争入札参加資格審査（建設工事部門）において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定による障害者の雇用状況の報告義務があり、法定雇用率以上であること、または、報告義務がない場合、障害者を 1 人以上雇用していることが確認された建設工事業者（市内及び準市内業者）に新たに主観点数として、4 点加算します。（平成 29 年 4 月実施）

### 第 2 小修繕業者登録制度関係

現在試行中（平成 28 年度末まで）の小修繕業者登録制度について、再度 2 年間継続します。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局契約課	Tel (086) 803-1195
	Fax (086) 803-1736
	E-mail: keiyaku@city.okayama.jp